

# 高 齢 政 策

## 1 高齢者人口の推移（各年4月1日現在・住民基本台帳人口） （単位：人）

年	市の人口	高齢者人口	市人口に占める割合(%)
H25	710,798	150,388	21.2
H26	713,374	157,859	22.1
H27	714,730	164,919	23.1

高齢者：65歳以上。

## 2 高齢社会対策

### (1) 相模原市高齢者保健福祉計画(第6期)の推進

高齢者保健福祉計画は、本市の高齢社会をめぐる様々な課題に対して基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするもので、介護保険制度を円滑に推進していくための介護保険事業計画を一体のものとして策定した計画である。

第6期計画は、平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間とし、「いきいきと充実した生活をおくることができる高齢社会の形成」をめざし、高齢者保健福祉施策を着実に推進する。

### (2) 高齢者福祉施設の整備

#### ア 特別養護老人ホーム等建設費補助

特別養護老人ホーム等を建設する社会福祉法人に対し、建設費の一部を助成している。

平成26年度実績	特別養護老人ホーム大野北誠心園	441,000,000円
	特別養護老人ホーム相模湖みどりの丘	486,000,000円

#### イ 特別養護老人ホーム等建設費借入償還金補助

特別養護老人ホーム等の建設に要する費用を独立行政法人福祉医療機構等から借入れた社会福祉法人に対し、償還金の一部を助成している。平成26年度実績 26法人 134,429,000円

## 3 市立デイサービスセンター管理運営事業

在宅の介護を必要とする高齢者に対し、入浴、給食その他のサービスを提供することにより、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担を軽減することを目的に、3か所の市立デイサービスセンターを設置し、指定管理者により管理運営を実施している。

	清新デイサービスセンター	星が丘デイサービスセンター	古淵デイサービスセンター
所在地	中央区清新5丁目3番1号	中央区星が丘4丁目9番14号	南区古淵4丁目24番1号
開設日	平成9年4月1日	平成10年4月1日	平成11年4月1日
延床面積	425.21㎡	594.32㎡	504.33㎡
定員	27人/日	25人/日	25人/日
26年度利用者数	6,467人	6,167人	5,622人
指定管理者	(福)智泉会	(福)上溝緑寿会	(福)たけのうち福祉会
備考	地域包括支援センター併設	地域包括支援センター併設	

#### 4 市内介護サービス事業者

##### (1) 指定事業者数

(平成27年4月1日現在)

区分	サービス種別	介護		介護予防		計		合計
		指定	みなし	指定	みなし	指定	みなし	
介護支援	居宅介護支援	186				186		186
	介護予防支援			29		29		29
	小計	186		29		215		215
在宅サービス	訪問介護	149		143		292		292
	訪問入浴介護	9		8		17		17
	訪問看護	31	86	31	82	62	168	230
	訪問リハビリテーション	1	32	1	31	2	63	65
	居宅療養管理指導	3	534	3	525	6	1,059	1,065
	通所介護	202		182		384		384
	通所リハビリテーション	11	6	11	6	22	12	34
	短期入所生活介護	41		40		81		81
	短期入所療養介護	17		17		34		34
	特定施設入居者生活介護	32		26		58		58
	福祉用具貸与	34		34		68		68
	特定福祉用具販売	37		37		74		74
	小計	567	658	533	644	1,100	1,302	2,402
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2				2		2
	夜間対応型訪問介護	2				2		2
	認知症対応型通所介護	17		13		30		30
	小規模多機能型居宅介護	18		15		33		33
	認知症対応型共同生活介護	59		59		118		118
	地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	1				1		1
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0				0		0
	看護小規模多機能型居宅介護	0				0		0
小計	99		87		186		186	
施設サービス	介護老人福祉施設	41				41		41
	介護老人保健施設	12				12		12
	介護療養型医療施設	8				8		8
	小計	61				61		61
合計		913	658	649	644	1,562	1,302	2,864

この表で「介護」は要介護認定を受けた高齢者に対するサービスを、「介護予防」は要支援認定を受けた高齢者に対するサービスを指す。

この表で「みなし」とは、健康保険法による保険医療機関・保険薬局の指定を受け、介護保険法による介護サービス事業者の指定を受けたものとみなされる「みなし指定」の事業所をいう。

(2) 介護保険法に基づく指定等の状況(平成26年度)

・指定件数

新規申請			更新申請	合計
指定	みなし	小計		
189	72	261	151	412

介護予防も1事業所として計上

・変更届、加算届等件数

変更	変更許可等申請	その他加算	廃止	休止	再開	合計
2,312	5	148	101	23	0	2,589

介護予防も1事業所として計上

・介護職員処遇改善加算

全体事業所数	加算取得事業所数	加算取得割合
621	551	88.7%

## 5 介護サービス事業者の指導

### (1) 指導の目的

介護保険法に基づき、介護サービス事業者の育成・支援を目的として、制度理解に関する指導のほか、事業所運営、サービス提供及び介護報酬請求の適正化に関する指導を行う。

### (2) 指導の方法及び実績(平成26年度)

区分	指導の方法	実績件数
集団指導	介護サービス事業者に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。	1,500
実地指導	現地を訪問し、事前に提出を求めた書類等に基づき、関係書類等を審査し、事業所内の運営状況等を巡視するとともに、関係人等とのヒアリングにより実施する。	501
合計		2,001

## 6 介護サービスの質の向上

介護サービスの質の向上を図るため、介護相談員派遣事業や介護支援専門員研修を行った。

### 介護相談員派遣事業

- ・相談対象者 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所者 ・訪問施設数 30施設
- ・訪問回数 1施設 月2回 ・介護相談員数 26人 ・面接件数 延べ 6,861件

### 介護支援専門員研修

- ・開催期間 平成26年4月21日～平成27年2月6日まで
- ・研修内容
 

医療・介護連携研修	1日	参加者	延べ	135人
新人研修	延べ 3日	参加者	延べ	116人
現任研修	延べ 8日	参加者	延べ	663人
管理者研修	延べ 2日	参加者	延べ	246人

## 7 介護人材の定着・確保

介護人材の定着・確保を図るために、職員のキャリアアップ支援や介護職員等研修、介護のイメージアップ事業等を行った。

### 介護職員キャリアアップ支援

- ・介護職員の受講する外部研修に係る経費等を負担した法人に対し、費用の一部を助成した。
- ・交付法人数 49法人 ・交付金額 2,247千円

### 介護職員等研修

- ・市高齢者福祉施設協議会が実施する意識啓発や技術習得のための研修に対し、費用の一部を助成した。
- ・研修内容 新任研修（施設・在宅事業所経験3年未満） 6回 参加者 延べ175人  
現任研修 4回 参加者 延べ 56人  
施設長・管理者研修 2回 参加者 延べ 50人  
相模原市介護従事者認知症研修 1回 参加者 延べ 79人  
公開講座 2回 参加者 延べ266人

### 介護イメージアップ事業

- ・市高齢者福祉施設協議会、市介護老人保健施設協議会、市で連携し、11月11日の介護の日に合わせ、介護の仕事等について広く市民に周知するなど、介護職のイメージアップ事業を実施した。
- ・日程 11月16日(日) 相模原市立あじさい会館1階ホール
- ・内容 介護に関する講演会、写真展示やパンフレット等による介護業務や施設等の紹介

### 介護雇用プログラム推進事業

- ・介護職員初任者研修課程の資格取得をめざす離職失業者等に対し、介護業務に従事しながら養成講座を受講する事業を実施し、介護現場における雇用を促進した。
- ・対象者28人 資格取得者28人 実施後の継続雇用23人

【介護保険課... 6 (介護相談員派遣事業部分)】

# 高 齢 者 支 援

## 1 在宅福祉対策

### (1) 認知症高齢者・障害者等徘徊検索サービス事業

徘徊のみられる認知症高齢者及び知的障害者が属する世帯に対し、徘徊検索サービスの利用料金の一部を助成する。 平成 26 年度実績 登録者：42 人

### (2) 認知症高齢者・障害者等徘徊 SOS ネットワークシステム運営事業

認知症高齢者等が徘徊により行方不明になった場合に早期発見と保護を行うため、警察や交通機関、福祉関係機関等との連携を図る。 平成 26 年度実績 登録者：185 人

### (3) 住宅改修相談事業

高齢者や障害者の居宅生活に伴う住宅改修に関する各種の相談に対し、専門の相談員が改修内容等について、相談に応じる。 平成 26 年度実績 相談件数 150 件

### (4) 成年後見制度利用支援事業

身寄りのいない認知症等の高齢者で、判断能力が不十分な方が、財産管理や介護サービス契約等について後見人の援助を受けられるよう、市が本人に代わって後見等開始の審判申立てを行う。

平成 26 年度実績 市長申立件数 25 件

### (5) 高齢者・介護家族電話相談事業(ホッと!あんしんダイヤル)

高齢者や介護をしている家族の、健康・介護・福祉等の相談に対し、24時間365日、専門の資格を持つ相談員が電話で相談に応じる。平成26年度実績 相談件数3,117件

### (6) 津久井地域福祉センター管理運営事業

在宅の高齢者等の保健福祉サービス事業(介護予防対策のための事業等)を実施する施設として設置し、管理運営している。

所在地	緑区太井150番地1	延床面積	235.78㎡
開設日	平成12年4月1日	26年度利用者数	4,027人

### (7) 高齢者虐待防止対策事業

高齢者等の虐待防止や早期発見を図るため、関係者によるネットワーク協議会を開催するなど、関係機関が緊密に連携し高齢者等虐待への迅速かつ適切な支援を行う。

平成26年度実績 相模原市高齢者障害者虐待防止ネットワーク協議会 10月22日開催

### (8) ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の方を対象に、民生委員等による戸別訪問を実施し、生活状況の把握と介護保険サービス等の支援や情報提供を行う。

平成26年度訪問対象者数 12,982人

### (9) 「地域の見守り活動に関する協定」締結事業

地域見守り活動の一環として、営業で顧客訪問等を実施している民間事業者と「高齢者等の地域の見守り活動に関する協定」を締結することにより、地域ぐるみの見守りネットワークを構築するとともに、孤立死等の予防を図り、もって地域福祉向上に寄与する。

締結企業等 7団体

うち平成26年度新規締結企業 東京ガス株式会社神奈川西支店、東京ガスライフバル澤井株式会社、東京ガスライフバル相模原株式会社、明治安田生命保険相互会社

## 2 生きがい対策

### (1) 老人クラブの育成

老後の生活を健全で豊かなものとし、高齢者の福祉の増進を図る目的で結成されたおおむね60歳以上30人程度の規模の老人クラブに対し、運営費及び社会活動費を助成している。(一クラブについて運営費3,000円及び社会活動費12,000円に、会員一人当たり1,000円の会員割額を加え助成)

平成27年4月1日現在 274クラブ(会員 16,369人)

### (2) あじさい大学(高齢者大学)

60歳以上の高齢者が、新しい知識と教養を身につけ健康で仲間と明るく楽しい生活ができるよう「あじさい大学」を昭和56年9月2日に開校した。大学には、5学部(芸術、健康、文学、教養、園芸)34学科を置き、それぞれ初心者を対象とした学習を行う。講義は週1回2時間(年間24回)、公開講座等は年3回。

あじさい大学受講者 (単位:人)

年度	H24	H25	H26
入学者	1,144	1,159	1,135
修了者	1,118	1,084	1,075
公開講座参加者	356	267	223

### (3) 地域貢献活動の支援

団塊の世代をはじめ、これから退職し地域の活動に参加できる方や参加の意向を持っている方を対象に、「シニアのための地域デビュー講座」、「シニアのための地域活動実践講座」及び「地域活動支援事業推進講

座」を実施する。

平成 26 年度の実施状況

シニアのための地域デビュー講座	3 回	参加者 19 名
シニアのための地域活動実践講座	2 回 (全 7 回講座)	参加者 20 名
地域活動支援事業推進講座	1 回	参加者 151 名

#### (4) 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣

高齢者に適したスポーツや頭脳ゲームを通じて、積極的な仲間づくりや世代間交流の推進、また、健康づくりへの理解を深め、ふれあいと活力ある長寿社会を推進する同大会に相模原市選手団を派遣する。

平成 26 年度選手実績 選手 104 名、参加種目(卓球、テニス、ソフトテニス、ゲートボール、ソフトボール、ペタンク、弓道、剣道、サッカー、グラウンドゴルフ、ダンススポーツ、ターゲット・バードゴルフ、健康マーじゃん)

### 3 敬老事業

#### (1) 敬老祝金の支給

長寿を祝い、敬老の意を表することを目的として、次のとおり支給している。

88 歳 10,000 円      100 歳 50,000 円

敬老祝金支給状況 (単位:人)

年度	100 歳以上・99・95・90 歳	88 歳	80・77 歳	合計
H24	1,632	1,429	9,710	12,771

年度	100 歳	88 歳	合計
H25	118	2,798	2,916
H26	76	1,878	1,954

平成 25 年度から、支給の対象年齢が 88 歳と 100 歳の 2 区分に変更

#### (2) 敬老訪問・祝賀メッセージの実施

9 月に満 100 歳及び各区男女最高齢者を訪問し、記念品等を贈呈して長寿を祝う。また、77 歳及び 101 歳以上の市民に対し、喜寿及び長寿を祝したメッセージと記念品を送付する。

平成 26 年度 敬老訪問者数 35 人      祝賀メッセージ対象者数 6,884 人

#### (3) 敬老事業

各地区ごとに市民団体が敬老事業を企画運営し、高齢者の長寿を祝い、その労をねぎらうもの。また、高齢者が主体となって行う日常の地域活動に対し、感謝の意を表し、表彰等をするもの。対象者の年齢、実施時期、実施内容は、主催する市民団体が決定する。市では、その事業に対して補助金を交付する。

### 4 施設福祉対策

#### (1) 老人ホーム入所措置

##### ア 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により居宅養護の困難な高齢者を養護する。

##### イ 特別養護老人ホーム

介護保険法の要介護状態に該当し、やむを得ない事由により特養への入所が困難な者を措置入所により養護する。

## 措置施設数・措置人員

(各年4月1日現在)

年 度	措置施設数				措置人員(人)			
	H27	H25	H26	H27	H27	H25	H26	H27
養護老人ホーム	6	68	62	54				
特別養護老人ホーム	0	0	0	0				

## (2) 老人福祉センター

高齢者がお互いに趣味、レクリエーション、話し合いなどを通じて教養の向上と健康の増進を図り、明るく充実した生活を営んでいくための憩いと交流の場を提供する。なお、浜松園と若竹園は、平成21年度から指定管理者制度が導入され、第1期(平成21年度から平成23年度まで)第2期(平成24年度から平成28年度まで)ともに、公益財団法人相模原市都市整備公社による管理運営が行われている。(平成26年度から公益財団法人相模原市まち・みどり公社へ名称変更)

## ア 浜松園

## (ア) 施設の概要

- ・所在地：緑区大島3,339番地
- ・開 所：昭和47年9月1日
- ・敷地面積：8,421.02㎡
- ・建築面積：1,402.31㎡
- ・延床面積：2,055.32㎡
- ・構 造：鉄筋コンクリート造平屋建
- ・設 備：2会議室(50人)、大集会室(160人)、食堂(52人)、浴室、機能回復訓練室、保健室、休憩室、講習室、娯楽室、ゲートボール場

## 施設利用状況

(単位：人)

年 度	H24	H25	H26
利 用 者 数	49,960	48,896	54,036
利用者1日平均	144	141	156

## (イ) 健康相談

保健室で看護師により血圧測定、尿の検査、その他健康相談を実施している。また、医師による健康相談をH23まで月1回、H24からは年6回行っている。

## 健康相談利用状況

(単位：人)

年 度	利用者総数	利用率(%)	医師による健康相談を受けた人
H24	9,961	20	36
H25	9,645	20	30
H26	9,869	18	35

## 講座開催(平成26年度)

講座名	開催回数	参加延人数
栄養講座ほか	4	177

## イ 若竹園

## (ア) 施設の概要

- ・所在地：南区若松2丁目1番38号
- ・開 所：昭和57年4月14日
- ・敷地面積：1,632㎡
- ・建築面積：813㎡
- ・延床面積：1,239㎡
- ・構 造：鉄筋コンクリート造一部2階建
- ・設 備：集会室(140人)、談話展示コーナー、健康相談室、機能回復訓練室、娯楽室、浴室和室(8畳4室)、講習室、図書室、読書室、会議室(30人)、ミニゲートボール場

施設利用状況

(単位：人)

年度	H24	H25	H26
利用者数	57,119	53,502	50,429
利用者1日平均	165	154	145

(イ)健康相談

健康相談室で看護師により血圧測定、尿の検査、その他健康相談を実施している。又、医師による健康相談を H23 まで月 1 回、H24 からは年 6 回行っている。

健康相談利用状況

(単位：人)

年度	利用者総数	利用率(%)	医師による健康相談を受けた人
H24	7,769	14	29
H25	7,161	13	19
H26	6,169	12	29

講座開催(平成 26 年度)

講座名	開催回数	参加延人数
まちかど講座ほか	4	99

ウ 津久井老人福祉センター

施設の概要

- ・所在地：緑区中野 633 番地 1
  - ・敷地面積：3,828.83 m<sup>2</sup>
  - ・開所：昭和 56 年 4 月
  - ・建築面積：1,274.34 m<sup>2</sup>
- (併設の相模原市立津久井中央公民館を含む。)
- ・延床面積：525.76 m<sup>2</sup>
  - ・構造：鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 3 階
  - ・設備：準備室(10 人)、談話ロビー、集会室(30 人)、教養娯楽室(43 人)

施設利用状況

(単位：人)

年度	H26
利用者数	12,105
利用者1日平均	35

(3)南大野老人いきいの家

市内の 60 歳以上の人又は老人クラブ等が囲碁や生花、会合などを行うための施設である。

- ・所在地：南区相模大野 8 丁目 9 番 5 号
- ・設備：大広間(30 人)、会議室(20 人)、娯楽室(12 人)
- ・構造：木造モルタル造平屋建

平成 26 年度利用者数 1,534 人

(4)新磯ふれあいセンター

主に高齢者が生きがいを持っていきいきとした生活が送れるよう、交流の促進や健康増進などの活動を支援する目的で、平成 12 年 5 月に開所された。平成 14 年度には、ふれあいセンターに郷土の伝統文化の保存継承を目的とする大夙資料館とこどもセンターを併せた、子どもから高齢者までが世代を超えてふれあえる複合施設(れんげの里あらいそ)として整備し、平成 15 年 4 月に開所された。

平成 18 年度から指定管理者制度が導入され、第 1 期(平成 18 年度から平成 20 年度まで)、第 2 期(平成 21 年度から平成 25 年度まで)ともに、公益財団法人相模原市都市整備公社による管理運営が行われ、第 3 期(平成 26 年度から平成 30 年度まで)の指定管理者は、公益財団法人相模原市まち・みどり公社となった。



- ・所在地：南区新戸 2,268 番地 1      ・敷地面積：5,908 m<sup>2</sup>      ・延床面積：1,610.95 m<sup>2</sup>
  - ・構造：鉄骨造 2 階建      ・休所日：年末年始、施設の保守点検日
  - ・設備：浴室、機能回復コーナー、大広間、交流広場、多目的ホール、陶芸窯室
- 平成 26 年度利用者数      80,239 人

#### (5) さがみ湖リフレッシュセンター

地域の実情に応じ、高齢者の介護予防や健康増進のための事業を進めると共に、介護知識・介護方法の普及を図る目的で、平成 13 年 4 月に開所された。平成 21 年度から平成 25 年度まで指定管理者（公益財団法人相模原市都市整備公社）により管理運営が行われた。平成 26 年度からは、共同企業体ウィッツ・ギオンが指定管理者として管理運営を行っている。

- ・所在地：緑区若柳 1,207 番地 4      ・敷地面積：2,055.14 m<sup>2</sup>      ・延床面積：1,102.90 m<sup>2</sup>
  - ・構造：鉄骨造 2 階建      ・休所日：年末年始、施設の保守点検日
  - ・設備：ふれあいルーム 1・2、研修室、調理実習室、ボランティアルーム、図書コーナー、憩いの間、交流コーナー
- 平成 26 年度利用者数      25,746 人

#### (6) 東林ふれあいセンター

市民の健康保持及び増進並びに高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援する施設として、東林ふれあいセンターを整備した。

平成 21 年 4 月 30 日に開所、指定管理者制度が導入されており、第 1 期（平成 21 年度から平成 23 年度まで）、第 2 期（平成 24 年度から平成 28 年度まで）ともに、公益財団法人相模原市都市整備公社による管理運営が行われている。（平成 26 年度から公益財団法人相模原市まち・みどり公社へ名称変更）

- ・所在地：南区東林間 1-22-17      ・敷地面積：1,547 m<sup>2</sup>      ・延床面積：1,245 m<sup>2</sup>
  - ・構造：鉄骨造 2 階建      ・休所日：年末年始、施設の保守点検日
  - ・設備：ふれあい交流室、多目的室、工作室、陶芸窯室、機能回復コーナー、交流ロビー等
- 平成 26 年度利用者数      102,429 人

### 5 介護予防事業

高齢者が、ねたきりや閉じこもりなどにならずに、心身ともに健康で自立した生活を継続できるよう、各種の介護予防に関する事業を実施している。

#### (1) 二次予防事業対象者把握事業

##### ア 二次予防対象者把握

65 歳以上の高齢者に対し基本チェックリストにより生活機能の低下について評価し、介護予防についての紹介を行うとともに、要介護等状態になる恐れが高い者（二次予防事業の対象者）を把握する。

- ・平成 26 年度基本チェックリスト送付数：32,522 人
- ・平成 26 年度二次予防事業の対象者把握数：5,171 人

##### イ 生活リハビリ相談事業

主に 65 歳以上の高齢者に対し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士ら専門職が、生活機能の低下要因を評価し、個別要因に応じた介護予防方法等について助言等を行う。

- ・相談件数      313 件

## (2) 平成26年度の主な介護予防関連事業

区分	事業名	内容	回数	延参加者
一次予防事業	地域介護予防教室	介護予防に向けた知識や方法についての普及啓発を行う。	710回	13,367人
	元気倶楽部	公民館等を会場に、月1~2回体操教室を実施する。	403回	9,202人
	元気高齢者筋力向上トレーニング教室	市内スポーツジム等の民間活力を利用し、元気な高齢者向けにマシンを使った筋力トレーニングを実施する。	382回	2,586人
二次予防事業	自主・個別訓練	運動器の機能向上に向けて、参加者の身体状況に応じて理学療法士らが立案するプログラムを実施する。	523回	2,582人
	高齢者筋力向上トレーニング教室	運動器の機能向上に向けて、主に二次予防事業の対象者に、マシンを使った筋力トレーニングを実施する。	192回	1,440人
	その他通所型介護予防事業	口腔機能向上及び認知機能低下予防の介護予防を目的とした教室を実施する。	167回	1,803人
	地域版筋力向上トレーニング教室	市内3拠点以外の地域において、口腔・栄養等を取り入れた複合型の筋力トレーニングを実施する。	119回	726人

## (3) 介護予防サポーター事業

介護予防の普及啓発や介護予防事業に協力する応援者を養成し、自らの意思による介護予防の取組みを促進する。 平成26年度活動者数：130人 養成講座実績：27回 養成者数：53人

## (4) 介護支援ボランティア事業（さがみはら・ふれあいハートポイント事業）

市内在住の高齢者が指定の高齢者福祉施設等でボランティア活動を行った場合に、活動実績に応じてポイントとして評価し、蓄積されたポイントに応じて、報償金として還元する。

平成26年度未登録者数：834人 ポイント還元申請数：350人 平成26年度未受入協力機関数：219施設

## 6 地域包括支援センター（愛称：高齢者支援センター）

介護保険法に基づき、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う地域包括ケア推進の中核機関として、地域包括支援センターを設置している。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、地域のケアマネジャーに対する支援などの業務を行う。

運営については、社会福祉法人、医療法人等へ委託している。

日常生活圏域の見直しにより、平成25・26年度に公募を行い、平成26年度に4箇所、平成27年度に3箇所を増設した。

設置数 29箇所

## 7 認知症対策事業

### (1) 認知症講演会

認知症の理解を深めることを目的とした、精神科医師による講演会を実施する。

平成26年度実施回数：3回 参加者数：200人

### (2) 高齢者認知症相談

認知症の介護方法や接し方などについて、精神科医師、保健師が相談に応じる。

平成26年実施回数：34回 相談者数：72人

### (3) 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者を養成する。

平成 26 年実施回数：139 回 養成者数：4,184 人

### (4) 認知症サポート医研修

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医（推進医師）を養成する。

平成 26 年度 養成者数：2 名

### (5) かかりつけ医認知症対応力向上研修

高齢者が日ごろ受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するため、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施。

平成 26 年度研修会修了者：17 名

【津久井保健福祉課... 1 (6)、4 (2)ウ】

【相模湖保健福祉課... 4 (5)】

## 高 齢 者 相 談

### 1 高齢者の保健・福祉・介護に関する相談窓口の設置

市民が身近な場所で相談や申請(市内 29 箇所の高齢者支援センター（地域包括支援センター）からの各種在宅福祉サービスなどの代行申請を含む。)ができるよう、各区に高齢者相談課を平成 25 年度から設置するとともに、城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区については、各地区に保健福祉課を設置して対応している。

緑区・・・緑高齢者相談課（緑区合同庁舎 3 階）

中央区・・・中央高齢者相談課（ウェルネスさがみはら B 館 4 階）

南区・・・南高齢者相談課（南保健福祉センター 3 階）

城山地区・・・城山保健福祉課（城山保健福祉センター 1 階）

津久井地区・・・津久井保健福祉課（津久井保健センター 1 階）

相模湖地区・・・相模湖保健福祉課（相模湖総合事務所 2 階）

藤野地区・・・藤野保健福祉課（藤野総合事務所 2 階）

### 2 在宅福祉対策

#### (1) 家事援助事業

介護保険の要支援・要介護認定者を除く、日常生活を営むのに支障がある高齢者に、週 1 回ホームヘルパーを派遣し、家事援助サービスを提供する。

平成 26 年度実績 利用者：44 人 延利用時間：2,854 時間

**(2) ねたきり高齢者等寝具乾燥消毒事業**

在宅のねたきり高齢者等の寝具を乾燥消毒することにより保健衛生の向上を図る。

平成 26 年度実績 利用者：79 人

**(3) 緊急一時入所事業**

介護者の介護疲れ又は緊急的若しくはやむを得ない社会的理由により一時的に在宅での生活が困難となった場合に、短期入所生活介護事業所及び養護老人ホームにおいて一時的に養護する。

平成 26 年度実績 利用者：311 人

**(4) 健康診断料助成事業**

緊急一時入所を利用する際に必要な健康診断に要する費用を、低所得世帯に助成する。

平成 26 年度実績 5 件

**(5) ねたきり高齢者等移送サービス助成事業**

介護保険で要介護 4 または 5 と認定された高齢者等が、全介助付の特殊仕様の民間タクシーを利用する場合に、利用料金の一部を助成する。

平成 26 年度実績 助成券交付者：958 人 延利用枚数：39,724 枚

**(6) 緊急通報サービス事業**

ひとり暮らし高齢者等の自宅に、緊急時に自動的に消防本部へ通報する緊急通報装置を設置する。設置に際しては、事前に利用者の情報(かかりつけ医、家族の連絡先等)を登録しておく。

平成 26 年度実績 登録者：1,513 人

**(7) 電話訪問サービス事業**

ひとり暮らし高齢者等に対し、週 1 回以上、地域包括支援センターから安否確認の電話をし、生活並びに健康に関する相談及び助言を行う。

平成 26 年度実績 利用者：119 人

**(8) 電話貸与サービス事業**

低所得のひとり暮らし高齢者等で電話を保有していない人に電話を貸与し、毎月の基本料と 1,000 円までの通話料を市が負担する。

平成 26 年度実績 利用者：292 人

**(9) 生きがいデイサービス事業**

介護保険の要支援、要介護認定者を除く、ひとり暮らし等で家に閉じこもりがちの高齢者を対象に、市内のデイサービスセンターで趣味・レクリエーション等の生きがい活動を提供し、介護予防を図る。

平成 26 年度実績 利用者：95 人 延利用回数：2,745 回

**(10) 給食サービス事業**

食事の支度が困難なひとり暮らし高齢者等の自宅に、週 4 回以内で夕食または昼食を届け、健康管理・孤独感の解消・安否確認等を行う。

平成 26 年度実績 利用者：1,235 人 調理食数：延 189,536 食

**(11) 生活援助員の派遣事業**

高齢者世帯向け公共賃貸住宅の入居者に対し、生活指導、相談、安否確認等を行い、安全かつ快適な生活が送れるよう、近隣の社会福祉法人から生活援助員を派遣する。

平成 26 年度実績 派遣：19 か所 26 人

**(12) 家族介護慰労金の支給事業**

基準日現在において、過去 1 年間介護保険サービスを利用せずに、介護保険の要介護 4 または 5 と認定された高齢者を、在宅で介護してきた介護者に、慰労金を支給する。

平成 26 年度実績 支給者：14 人

**(13) ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業**

ねたきりのため理髪店又は美容院へ行くことができない高齢者に理容師等の出張料を含めた料金の一部を助成する。

平成 26 年度実績 助成券交付者：617 人 延利用件数：1,077 件

**(14) 紙おむつ等の支給事業**

低所得世帯の在宅ねたきり高齢者及び認知症高齢者等で、紙おむつ及び尿パッドの必要が認められるものに対して、紙おむつを補助支給している。

平成 26 年度実績 支給人数：1,163 人（重複者 4 人含む） 支給枚数：529,910 枚

**(15) 日常生活用具の給付事業**

要援護高齢者に日常生活用具を給付し、在宅福祉の充実を図る。

平成 26 年度実績

品 目	給付数	品 目	給付数
歩行支援用具	52	自動消火器	1
入浴補助用具	11	電磁調理器	16
腰掛便座	1		

**(16) ねたきり高齢者等慰問品の支給事業**

ねたきり高齢者、認知症高齢者及び介護者の日ごろの労苦をねぎらうために、慰問品(防水シート)を支給する。

平成 26 年度実績 ねたきり高齢者：411 人

認知症高齢者：55 人 計 466 人

**(17) 高齢者住宅設備改善費助成事業**

日常生活を営むのに支障がある高齢者(障害者制度及び介護保険非該当者)が属する低所得世帯を対象に、主に介護予防を目的とした手すりの設置、段差解消等の住宅改修費の一部を助成する。

平成 26 年度実績 助成件数：10 件

**(18) はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業**

70～79 歳の低所得高齢者及び 80 歳以上の高齢者の健康保持と福祉の増進を図るため、はり、きゅう、マッサージの施術料を助成する。

平成 26 年度実績 助成券交付者：5,457 人 延利用枚数：37,736 枚

# 介 護 保 険

## 1 介護保険制度の概要

急速な高齢化社会の進展に伴う老後の不安となってきた介護を、社会全体で支えることにより、介護を受ける人が、安心して利用できる仕組みとして平成 12 年 4 月から施行された介護保険制度は、15 年が経過し、介護サービスを利用する人は、毎年増加している。

介護保険財政の状況(平成 26 年度決算額)

歳入 39,114,449,446 円 歳出 38,796,767,695 円 残額 317,681,751 円

## 2 要介護認定

### (1) 要介護認定申請の状況

25,164 件

### (2) 要介護認定調査の実施

認定調査員が申請者の家庭などを訪問し、心身の状況など 74 項目の調査を実施した。

調査件数：24,649 件

### (3) 介護認定審査会の運営

訪問調査の一次判定結果、調査の際の特記事項、主治医意見書をもとに、総合的な審査・判定(二次判定)を行った。

委員の構成：保健・医療・福祉の専門家 160 人(委員 4~5 人からなる 36 の審査部会を設置)

審査会開催数：729 回

審査判定件数：24,449 件

### (4) 要介護(要支援)認定者数

(単位：人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	2,797	3,971	3,897	5,413	3,715	3,164	2,622	25,579
第 2 号被保険者	44	120	76	195	110	96	121	762
計	2,841	4,091	3,973	5,608	3,825	3,260	2,743	26,341

## 3 被保険者

(1) 第 1 号被保険者 65 歳以上の人 164,703 人(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(2) 第 2 号被保険者 40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している人

## 4 第 1 号被保険者保険料

### (1) 保険料額

介護サービスを提供するのに必要な費用の見込額から算出した本市の保険料は、3 年毎に定める介護保険事業計画にもとづき設定される。平成 26 年度は第 5 期計画の三年目で、基準額は、第 6 段階の 59,400 円(年額)である。この基準額をもとに、負担割合を乗じて 12 の段階を設定している。毎年度の保険料は、前年中の所得に応じて段階が決定される。

(平成26年度 保険料段階区分)

段階	要件	負担割合	年額保険料
第1段階	生活保護等の受給者 または老齢福祉年金受給者で世帯非課税	基準額 ×0.40	23,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額 及び合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.50	29,700円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額 及び合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.60	35,600円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額 及び合計所得金額の合計が120万円超	基準額 ×0.70	41,600円
第5段階	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税者で、 課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.80	47,500円
第6段階	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税者で、 課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円超	基準額	59,400円
第7段階	市民税課税者で合計所得金額が125万円以下	基準額 ×1.12	66,500円
第8段階	市民税課税者で合計所得金額が125万円超 200万円未満	基準額 ×1.23	73,100円
第9段階	市民税課税者で合計所得金額が200万円以上 300万円未満	基準額 ×1.51	89,700円
第10段階	市民税課税者で合計所得金額が300万円以上 500万円未満	基準額 ×1.70	101,000円
第11段階	市民税課税者で合計所得金額が500万円以上 1,000万円未満	基準額 ×1.95	115,800円
第12段階	市民税課税者で合計所得金額が1,000万円以上	基準額 ×2.25	133,600円

(2) 保険料の収入状況(平成26年度分)

区分	調定額(円)	収入済額(円)	収納率(%)
特別徴収	8,575,246,600	8,575,246,600	100.00
普通徴収	1,171,580,200	1,016,957,200	86.80
計	9,746,826,800	9,592,203,800	98.41

5 保険給付費 36,644,079,281円

内訳

- (1) 介護サービス等諸費 32,769,495,878円
- (2) 介護予防サービス等諸費 1,816,235,279円
- (3) 高額介護サービス等費 755,308,578円
- (4) 特定入所者介護サービス等費 1,277,125,144円
- (5) 審査支払手数料 25,914,402円

6 介護保険給付費等支払準備基金積立金

介護保険の保険給付額等に不足を生じたときの財源とするため、基金を設置している。

平成27年3月末基金現在高 2,140,626,025円

## 7 財政安定化基金拠出金

介護保険給付費の財源に不足が生じた場合の介護保険財政の安定化を図るため、国・県・市がそれぞれ 1/3 ずつ拠出し、県に財政安定化基金が設置されている。市は第 1 号被保険者の保険料を財源として拠出することとされているが、第 5 期介護保険事業計画期間(平成 24-26 年度)における財政安定化基金への拠出率は 0 である。

## 8 利用者負担等に関する軽減の状況

### (1) 旧措置入所者に対する軽減

介護保険法施行に伴う経過措置として、特別養護老人ホームの旧措置入所者の利用者負担額等が従来の徴収額を上回らないように、利用者負担等を軽減する。

特定負担限度額		件数
居住費	食費	
0～490 円/日	0～650 円/日	30

施設介護サービス費の利用者負担	件数
減 額	11
免 除	5

### (2) 特定入所者介護サービス費

介護保険施設に入所又は短期入所サービスを利用する低所得の人の居住費・滞在費と食費の負担額を軽減する。

負担限度額認定	件数
第 3 段階	1,436
第 2 段階	3,298
第 1 段階	482
合 計	5,216

軽減前の額については施設との契約額となる。

### (3) 特別対策による軽減

国の特別対策として、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた人が、介護保険制度の適用を受けることになった場合も継続してサービスを利用できるように利用者負担を軽減する。また、生計困難者の介護保険サービスの利用促進を図るため、社会福祉法人自らが利用者負担額の軽減を行い、国・県・市がその費用の一部を補助する。

(平成 27 年 3 月 31 日 現在)

項 目	軽減割合(%)	件 数
訪問介護サービス利用者負担	10% (全額免除)	0
社会福祉法人の利用者負担	本人負担額の原則 25%	73

## 9 制度周知に関する広報

広報紙 7 回(介護保険料についてなど)  
まちかど講座等 7 回

市ホームページへの掲載 随時



# 国民健康保険

## 1 国民健康保険の役割と現状

国民健康保険は、農業従事者、自営業者、無職の人、健康保険の適用事業所以外の事業所の従業員やその家族等、職域を対象とする健康保険や各種共済組合に加入していない人々を対象とするもので、国民皆保険を実施するわが国医療保険制度の基盤的な役割を果たしている。

現在、本市においては、市民の約3割が国保に加入しており、被保険者の健康保持・増進のための国保が運営されている。しかしながら、国保の現状は、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加及び国保制度の持つ構造的な財政基盤のせい弱さ等により、その財政運営は極めて厳しい状況にある。

こうした中、国においても平成27年1月に医療保険制度改革骨子を決定し、「国民健康保険の安定化」として国保への財政支援の拡充等により財政基盤の強化を図ることや平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図ることとされた。

本市においても、こうした動向を注視しながら適正かつ安定した国保事業の運営に努めている。

## 2 国保財政の推移と被保険者加入状況

### (1) 国保財政の推移

(単位：千円)

区分 年度	決算額		差引残高	一般会計からの 法定外の繰入額	税率等の 改定の有無
	歳入	歳出			
H24	75,806,828	74,388,737	1,418,091	5,139,426	無
H25	78,001,193	76,180,234	1,820,959	4,994,112	有
H26	78,965,130	77,428,797	1,536,333	4,718,484	無

### (2) 被保険者加入状況

区分 年度	市人口 (人)	被保険者 (人)	加入率 (%)	市世帯数 (世帯)	加入世帯数 (世帯)	加入率 (%)
H24	719,709	212,401	29.5	309,055	122,425	39.6
H25	720,570	209,802	29.1	312,182	122,312	39.2
H26	722,931	205,181	28.4	316,320	121,539	38.4

24～26年度の市人口・世帯数は10月1日現在数値、国保被保険者・加入世帯数は年度平均数。

## 3 国保税率等(平成26年度)

### (1) 医療分

所得割額	前年所得額(基礎控除有り)の100分の5.15
被保険者均等割額	被保険者1人につき 23,000円
世帯別平等割額	1世帯につき 19,200円
合計	+ + = 保険税年額
賦課限度額	51万円

### (2) 支援金分

所得割額	前年所得額(基礎控除有り)の100分の1.85
被保険者均等割額	被保険者1人につき 10,000円
世帯別平等割額	1世帯につき 4,800円
合計	+ + = 保険税年額
賦課限度額	16万円

### (3) 介護分

所得割額	前年所得額(基礎控除有り)の100分の1.25
被保険者均等割額	被保険者1人につき 6,900円
世帯別平等割額	1世帯につき 5,400円
合計	+ + = 保険税年額
賦課限度額	14万円

## 4 給付の状況

### (1) 療養給付(療養給付費)の状況

区分 年度	件数(件)	日数(日)	給付額(円)	1人当たり 件数(件)	1件当たり 給付額(円)	1人当たり 給付額(円)
H24	3,075,115	3,965,663	43,181,380,350	14.5	14,042	203,301
H25	3,084,953	3,924,675	44,111,499,481	14.7	14,299	210,253
H26	3,068,253	3,873,765	44,898,007,325	15.0	14,633	218,821

1人当たり件数 = 件数 ÷ 年度平均被保険者

1件当たり給付額 = 給付額 ÷ 件数、1人当たり給付額 = 給付額 ÷ 年度平均被保険者数

### (2) 高額療養費支給状況

区分 年度	件数	支給額(円)
H24	93,721	5,183,589,665
H25	78,690	5,292,990,702
H26	85,023	5,541,453,418

高額介護合算療養費分含む

### (3) 出産育児一時金の支給状況

区分 年度	出産育児一時金	
	件数	支給額(円)
H24	995	416,567,731
H25	958	403,466,218
H26	864	362,616,559

出産育児一時金支給額 = 1件 420,000円

### (4) 葬祭費の支給状況

区分 年度	葬祭費	
	件数	支給額(円)
H24	1,106	55,300,000
H25	1,012	50,600,000
H26	1,074	53,700,000

葬祭費支給額 = 1件 50,000円

## 5 国保税の調定額及び収納率の推移(現年分)

年度	区分	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	
H24	医療分	13,604,494,164	11,819,268,226	86.88	合計 86.59
	支援金	4,199,295,720	3,634,623,894	86.55	
	介護分	1,524,878,816	1,282,235,656	84.09	
H25	医療分	13,573,525,522	11,863,258,897	87.40	合計 87.14
	支援金	4,851,201,252	4,232,461,058	87.25	
	介護分	1,510,030,426	1,275,023,193	84.44	
H26	医療分	13,075,211,019	11,474,046,369	87.75	合計 87.50
	支援金	4,726,751,170	4,145,083,565	87.69	
	介護分	1,443,266,611	1,220,292,925	84.55	

## 6 後期高齢者支援金・老人保健拠出金・介護納付金

後期高齢者支援金は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度に対する支援金である。老人保健拠出金は、老人保健法に基づく老人保健医療事業に対する拠出金である。(老人保健医療制度は平成20年3月末で廃止されたが過誤納付等にかかる精算があるため、拠出が発生している。)介護納付金は、介護保険法に基づき介護保険に要する費用を拠出するものである。

年度	区分	後期高齢者支援金(円)	老人保健拠出金(円)	介護納付金(円)
H24		10,616,019,491	809,194	4,251,898,587
H25		11,132,403,322	394,061	4,546,517,344
H26		11,137,149,379	348,308	4,635,616,376

## 7 保健事業

被保険者の健康の保持・増進を目的に、被保険者に対し次の事業を展開している。

### (1) 特定健康診査・特定保健指導事業

#### ア 特定健康診査

メタボリックシンドロームを早期発見し、生活習慣病を予防するため、特定健康診査を実施する。

年度	H24	H25	H26
対象者(人)	142,329	143,331	143,421
受診者数(人)	31,001	32,058	36,966

自己負担額 = 1,000 円

## イ 特定保健指導

メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍を減少させるため、特定保健指導を実施する。

年度	H24		H25		H26	
	対象者数	初回面接 終了者	対象者数	初回面接 終了者	対象者数	初回面接 終了者
動機付け支援(人)	2,635	1,008	2,739	908	2,654	859
積極的支援(人)	969	224	982	217	988	162
合計(人)	3,604	1,232	3,721	1,125	3,642	1,021

自己負担額 = 無料

### (2) 人間ドック・脳ドック助成事業

病気の予防・早期発見のため、人間ドック及び脳ドック検診料の一部を助成する。

人間ドック

年度	H24	H25	H26
受診者数(人)	5,366	5,626	5,426
助成額(円)	118,052,000	123,772,000	119,372,000

助成金額 = 22,000 円

脳ドック

年度	H24	H25	H26
受診者数(人)	2,119	2,352	2,252
助成額(円)	21,190,000	2,352,000	22,520,000

助成金額 = 10,000 円

### (3) 健康診査

病気の予防・早期発見のため、健康診査を実施する。

年度	H24	H25	H26
受診者数(人)	369	380	456
助成額(円)	5,197,010	5,471,909	6,737,370

自己負担額 = 1,000 円

### (4) 歯科健康診査

虫歯、歯周病等の予防・早期発見のため、歯科健康診査を実施する。

年度	H24	H25	H26
受診者数(人)	23	24	29
助成額(円)	130,259	135,923	169,331

自己負担額 = 500 円

## 8 国民健康保険診療所

国民健康保険直営診療施設として青根診療所、内郷診療所、日連診療所を設置

名 称	青 根 診 療 所	内 郷 診 療 所
所 在 地	緑区青根 1837-1	緑区若柳 1207
診療科目	内科、小児科、外科	内科、小児科、外科、整形外科、胃腸科
診療時間	午前 8 時 30 分～正午 午後 1 時～午後 5 時	午前 9 時～正午 午後 3 時～午後 6 時
休 診 日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始	水曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始
開設年月	昭和 24 年 4 月（現在の建物は、平成 10 年 3 月から供用開始）	昭和 27 年 6 月（現在の建物は、平成 23 年 1 月から供用開始）
名 称	日 連 診 療 所	
所 在 地	緑区日連 1037-1	
診療科目	内科、小児科	
診療時間	午前 9 時～正午 午後 1 時～午後 5 時	
休 診 日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始	
開設年月	昭和 26 年 6 月（現在の建物は、昭和 48 年 4 月から供用開始）	

# 国 民 年 金

## 1 国民年金の概要

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、昭和 34 年に国民年金法が制定され、昭和 36 年 4 月から施行された。昭和 61 年に現在の各公的年金共通の基礎年金制度に改められ、給付と負担の長期的な均衡を保つための新しい制度の導入が図られた。

平成 3 年 4 月には、従来、任意加入であった学生(20 歳以上)の加入が義務付けられた。また、より充実した給付を希望される方に、国民年金の上乗せ年金として「国民年金基金制度」もスタートした。

平成 7 年 4 月には、65 歳になっても受給権を有しない人のために、70 歳まで加入できる「高齢任意加入制度」が始まり、平成 9 年 1 月には、複数の年金番号を保有していることによる様々な課題を解消するため、「基礎年金番号制」が実施された。

平成 14 年 4 月からは、地方分権一括法により保険料の収納事務は「国」が直接行うことになり、全国どこでも保険料の納付が可能となった。

### (1) 被保険者

ア 必ず加入する人(強制加入の人)

- ・ 第 1 号被保険者 日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満で第 2 号被保険者または第 3 号被保険者のいずれにも該当しない人
- ・ 第 2 号被保険者 厚生年金保険及び各種共済組合に加入している人
- ・ 第 3 号被保険者 65 歳未満の第 2 号被保険者に扶養されている配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人

イ 希望で加入する人(任意加入の人)

- ・被用者年金制度の老齢(退職)年金を受けている 60 歳未満の人
- ・60 歳以上 65 歳未満の人で老齢基礎年金の満額に満たない人
- ・20 歳以上 65 歳未満の在外邦人
- ・65 歳以上 70 歳未満の間に老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができ、かつ昭和 40 年 4 月 1 日以前生まれの人

(2) 保険料

平成 26 年度 定額 1 か月 15,250 円 付加保険料 1 か月 400 円  
 平成 27 年度 定額 1 か月 15,590 円 付加保険料 1 か月 400 円

(3) 加入者状況

(各年度末現在 単位：人)

年 度		H24	H25	H26
第 1 号被保険者	強制	107,142	106,173	103,486
	任意	1,760	1,571	1,419
	計	108,902	107,744	104,905

(4) 拠出年金(旧法)受給権者状況

(各年度末現在 単位：人)

年 度	H24	H25	H26
老齢年金	6,553	5,863	5,212
障害年金	156	150	144
母子年金	1	1	1
遺児年金	0	0	0
寡婦年金	0	0	0
合 計	6,710	6,014	5,357

(5) 基礎年金(新法)受給権者状況

(各年度末現在 単位：人)

年 度	H24	H25	H26
老齢基礎	130,729	138,946	146,477
障害基礎	8,256	8,541	8,928
遺族基礎	1,131	1,119	1,137
寡婦年金	83	74	68
計	140,199	148,680	156,610

2 老齢福祉年金

(1) 受給対象者

国民年金制度が実施されたときに、保険料を納める期間が短いため拠出制の年金が受けられない明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人。(全額国庫負担で支給されるため、所得等により支給制限がある。)

(2) 受給状況

(各年度末現在)

年 度	H24	H25	H26
受給権者数(人)	14	14	14